

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 4年 5月27日 (金) 午前11時 4分～午前11時16分
場 所	第2・第3委員会室
出席委員	◎古川 隆史 ○塚本竜太郎 議 長 田中 晋 副議長 後藤浩一郎 阿比留義顯 岡田 智佳 桜田慎太郎 中島 俊 林 伸司 平野 光一 福元 愛 松本 寛道 村越 誠 山田 一一 渡部 和子
委員外出席者	(傍聴) 内田 博紀 浜田智香子
欠席委員	円谷 憲人
説明のため出席した者	副市長 (加藤 雅美)

○

午前 11 時 4 分開会

○委員長 ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 協議に先立ちまして、議長より挨拶がございます。

○議長 皆さん、こんにちは。本日は足元のお悪い中、またお忙しい中を令和 4 年第 2 回定例会の日程協議等に対しましてお集まりいただき、大変にありがとうございます。今定例会も皆様の御協力を賜り、円滑なる議事運営ができますようお願いを申し上げる次第でございます。

さて、新型コロナウイルスに関しましては、本市を含む県全域が対象となっておりました、まん延防止等重点措置が 3 月 21 日をもって終了いたし、いつときのように連日多くの感染者が報告されるような状況ではなくなっているものの、新規感染者について下げ止まりの傾向が見られます。オミクロン株の新たな系統が報告されるなど、第 6 波の収束には至っておらないのが現状でございます。そのため、今定例会も 3 月定例会に続き、十分な感染症対策を講じた上での議会運営を求められるところでありますので、新型コロナウイルスに関連する各種事項、その他につきまして御協議をお願いするところでございます。

また、今定例会の会期につきましては、資料 1 ページにお示ししてございます。前回の議会運営委員会において決めていただいたとおり、6 月 3 日から 6 月 22 日までの 20 日間となりますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、御挨拶といたします。以上です。

○委員長 議長、ありがとうございました。

○委員長 それでは、早速協議に入ります。

令和 4 年第 2 回定例会の議事運営についてを議題といたします。

まず、会期日程についてでございますが、議長からお話ございましたとおり、6 月 3 日から 6 月 22 日までの 20 日間となりますので、御了承願います。

○委員長 次に、委員会付託についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○議事課長 お手元の資料 2 ページ、委員会付託についてでございます。付託につきましては、資料右側に記載のとおり各委員会となります。なお、市民環境委員会に付託される予定の議案はございません。請願についても付託がない場合ですが、先例では閉会中の所管に関する事務調査の件を協議するため、質問最終日に委員会を開催することとなっております。以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明で、さよう御承知おきをお願いいたします。

○委員長 次に、追加議案についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○議事課長 資料3ページでございます。追加議案につきましては、人事案件1件が予定されており、こちらについては、提出された日の日程にのせ、提案説明を省略し、質疑を3問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決する運びとなります。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明で、さよう御承知おきをお願いいたします。

○委員長 次に、新型コロナウイルス感染拡大防止策についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○議事課長 資料4ページです。こちらの表の各項目は、令和3年第2回定例会から前回の令和4年第1回定例会までに実施した取組でございます。これらにつきましては、今回6月定例会においても引き続き感染拡大防止等を行っていただく予定ですが、以下の3点につきましては、内容を一部変更させていただきたいと考えておりますので、御確認をお願いいたします。

まず、執行部の異動者の紹介についてでございます。令和2年第2回定例会及び令和3年第2回定例会の際には実施しませんでした議場における執行部の異動者の紹介につきましては、再開をいたします。一方、常任委員会における異動者の紹介につきましては、引き続き名簿を配付することで省略することとしております。

次に、請願者の各会派控室への入室についてでございます。招集日の請願者の各会派控室への入室については、今定例会は2名までとし、検温をお願いすることで入室を可能としております。

続きまして、聞き取りについてですが、対面以外の方法も可とするにとどめております。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

何かございますか。今事務局より説明いただきましたが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。

では、新型コロナウイルス感染拡大防止策については、ただいま事務局の説明のあったとおりといたします。

○委員長 次に、議席についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○議事課長 では、資料5ページとなります。こちらは、今定例会の議席表の案となっております。3月定例会と同様、議員間の距離を保つため、全席1席ずつ空けさせていただいておりまして、最後列も使用した上で各会派ごとに席を割り振るものでございます。また、発言席につきましても最前列の中央に設置いたします。

今回も議場に入られない議員さんにつきましては、第5、第6委員会室で中継を御覧ください。

なお、資料6ページは、議場と委員会室の出席者数の人数割の表です。

議席に着席いただくローテーション表につきましては、招集日後に各議員さんに配付させていただきますが、招集日は全議員さんの出席を予定しています。

なお、4月の組織改正及び人事異動に伴いまして、執行部の座席が大きく変更されております。詳細は、5ページ、議席表の下の部分の執行部の座席を御確認ください。

また、議場の席の都合上、左側一番後ろの選挙管理委員会事務局長の席については、会計管理者と兼用となりますので、あらかじめ御承知おきください。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明で、さよう御承知おきをお願いいたします。

○委員長 ここで議長より御発言がございます。

○議長 ただいま事務局から説明があったとおり、本定例会におきましても、引き続き議場に入られない議員さんにつきましては、第5、第6委員会室において議会中継を視聴することとなります。これは今さら言うべきことではございませんが、本来は議場に全議員が出席するところがございますけれども、やむを得ない措置として実施しているところでありますので、委員会室にいる際に対しましても、本会議に出席しているときと同様となりますので、離席あるいは私語、さらには議場に持込みが認められているタブレット端末以外の電子機器の持込みと使用は慎んでいただくよう、よろしく願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

○委員長 次に、クールビズ等についてを議題といたします。

議長より説明をお願いします。

○議長 引き続き、お手元の資料7ページを御覧ください。

まず、今年のクールビズ等の期間についてでございますが、令和4年5月1日から5年の4月30日までとなります。先例435にありますように、市のクールビズ期間に合わせたものでございます。

服装につきましては、議場で行われる本会議につきましては、上着着用、ノーネクタイ、委員会室、あるいは控室においては、上着なし、ノーネクタイでの軽装が可能でございます。

招集日は、本会議場で私のほう、議長のほうから上着を取ることを許可する旨の発言があるまでは上着着用となりますので、御注意願いたいと思います。なお、議場で発言する場合には、上着着用の上、議員章をつけていただくよう、よろしく願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長 議長、ありがとうございました。

ただいまの説明で、さよう御承知おきをお願いいたします。

○委員長 次に、表彰状・感謝状の伝達についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○庶務課長 資料8ページを御覧ください。今回、5月25日に開かれた全国市議会議長会総会で表彰を受けられた方は、上橋議員、末永議員、山田議員、後藤議員、円谷議員の5名となっております。また、助川議員と田中議長が、全国市議会議長会から、部会長及び国と地方の協議の場等に関する特別委員の感謝状を受けました。なお、田中議長においては、同総会で全国市議会議長会の副会長を拝命されました。

表彰状の伝達につきましては、令和2年、3年と、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から議場では行っておりませんでした。県のフェーズが下がったなど、感染状況も落ち着いていることなどから、通常どおり議場で行ってまいりたいと思います。伝達は、6月3日招集日開議後、議事に先立ち行います。以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明があったとおりといたします。

○委員長 次に、個人情報保護法等の改正に伴う対応についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○庶務課長 では、個人情報保護法等の改正に伴う対応について御説明いたします。

資料9ページを御覧ください。デジタル社会形成整備法が昨年5月に可決成立したことにより、個人情報保護制度の見直しが行われ、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本に統合されることとなりました。

新しい個人情報保護法では、地方公共団体に統一的なルールが適用される一方で、地方議会については、国会や裁判所と同様に、法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となってございません。そのため、原則としまして、議会独自の条例や規程をつくる必要がございます。大まかなスケジュールは、資料9ページ、下段のとおりでございます。今後執行部提案の条例等と整合性を図りながら、事務を進めてまいります。私からは以上です。

○委員長 ありがとうございました。

今の説明のとおり、御承知おきをお願いいたします。

○委員長 次回は6月16日木曜日、質疑並びに一般質問の最終日、本会議終了後に開く予定であります。

○委員長 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前 11 時 16 分閉会